

令和7年度

佐賀県指定障害福祉サービス事業者等 集団指導
【訪問系サービス】

佐賀県健康福祉部障害福祉課

【目次】

- 1 運営指導における主な指摘事項について
- 2 令和6年度報酬改定における訪問系サービスについて

1 運営指導における主な指摘事項について

指定障害福祉サービス事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）」等に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければなりません。

事業者は、常に基準省令等を確認し、法令を遵守した事業運営に努めてください。

近年の運営指導時に散見された指摘事項を例示しますので、ご確認いただき、各事業者で自主点検をお願いします。指摘事項に該当する場合は、速やかに見直しや改善等を行っていただき、事業所内で意識の共有をお願いします。

第1 基準編

1 人員に関する基準

(1) 従業員の員数

指 摘 事 項	改 善 方 法
事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とされているが、常勤換算2.5未満の人員しか配置していない。	一時的であっても、常勤換算方法で2.5を下回ることは認められません。早急に体制を見直す、新たに雇用するなどにより、2.5以上を確保してください。確保できない場合は、事業所を休止又は廃止していただくことになります。
従業員の員数（常勤換算）の計算の際、管理者の勤務時間を計算に入れている。	管理者は、基準上の「従業員の員数」に含めることはできません。 管理者と従業員を兼務している場合には、それぞれの勤務時間を明確に区分して計算してください。 （例：管理者としての勤務時間4h、サービス提供責任者としての勤務時間4h）

(2) 行動援護従業者の資格要件

指 摘 事 項	改 善 方 法
行動援護従業者の実務経験証明書を作成（徴取）していない。	行動援護は、資格要件として行動援護従業者養成研修の修了に加え「知的・精神障害者への直接処遇経験（サービス提供責任者は3年以上、その他の従業者は1年以上）」が必要です。 資格要件の充足を客観的に確認できるよう、事業者は、全ての行動援護従事者に係る実務経験証明書を作成（徴取）し、 保管しておく必要があります。

2 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準省令第9条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
各種加算について、重要事項説明書または契約書に記載していない。	契約成立時には、 利用料金等を記載した書面を交付しなければなりません。 （社会福祉法第77条） 各種加算についても、重要事項説明書等により利用者にその算定要件や趣旨を説明し、同意を得ておく必要があります。
重要事項説明書が、運営規程で定めている内容と異なっている。（営業日時、実施地域、苦情対応窓口等）	重要事項説明書の内容は、運営の実態及び運営規程の定めと整合させてください。また、運営規程を変更するときは、重要事項説明書の該当事項も合わせて変更してください。
重要事項説明書の記載内容に誤り（漏れ）がある。	特に次の項目の誤り（漏れ）が見受けられますので、重要事項説明書に記載し、利用者に説明し、了解を得てください。 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況について ・ 事故発生時の対応 ・ 虐待防止に必要な措置
契約書の契約期間が空欄になっている、または利用者の支給決定期間を超えている。	契約期間は必ず記入し、利用者の「支給決定期間」内としてください（ 障害支援区分認定の有効期間ではありませんので、ご注意ください ）。
事業所名で利用契約を締結している。	契約は利用者と事業者（法人）で締結します。 ただし、法人の印章規程等で事業所に契約の権限が委譲されている場合は、事業所名での締結も可能です。

（２）身分を証する書類の携行（基準省令第18条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
身分を証する書類を作成していない。	身分を証する書類とは、当該事業所の従業者の身分を明らかにする証書や名札等をいいます。 この証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するほか、当該従業者の写真の貼付や役職（管理者等）の記載、法人代表者の証明（法人名及び法人代表者職氏名を記載し、代表者印を押印するなど）も行うよう努めてください。

（３）契約支給量の報告等（基準省令第 1 0 条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
契約に関する事項（事業者名、契約支給量等）を受給者証に記載していない。	契約を締結したときは、受給者証に必要事項（事業者名、契約支給量等）を記載する必要があります。 また、契約支給量を変更したときは、受給者証に当該支給量での契約が終了した旨を記載し、新しい欄に変更後の必要事項を記載する必要があります。契約が終了したときには受給者証に終了年月日を、 月途中で終了した場合には、当該月で既に提供したサービス量を記載 してください。
利用契約をした時及び受給者証記載事項に変更があった時に、市町に対する報告をしていない。	事業者は、利用契約をした時は、受給者証記載事項その他の必要事項を市町に報告しなければなりません。 また、受給者証記載事項に変更があった場合も同様に報告が必要です。

(4) サービスの提供の記録（基準省令第19条）

（共通事項）

指 摘 事 項	改 善 方 法
サービス提供記録の提供の都度の記載及び利用者からの確認を適切に行っていない。	サービスを提供した時は、サービスの種類、提供日時、具体的内容、実績時間数、加算適用の有無等について、サービス提供の都度、記録しなければなりません。 また、記録は、サービス提供の都度、その内容全般について利用者から確認を受け、サイン等してもらってください。 月末に一括して確認を受けることや、サービス提供時間のみを記載した様式の確認といったことは認められません。 【注意】近年、スマホアプリやタブレットを使用し、サービス提供の記録をしているケースがありますが、利用者から電子サインを受けることができない場合は、これまでどおり、紙の実績記録表などにサービス提供の都度、サイン等をもらってください。
サービス提供記録表を適切に管理していない。	・記録表が利用者ごと、日付順にまとめられていない。 ・障害福祉サービスと介護保険サービスの提供記録表が区別なく、まとめて綴じられている。 など、不適切に管理されている事例が見受けられます。請求誤りの原因にもなりますので、適切に整理してください。

(居宅介護)

指 摘 事 項	改 善 方 法
異なるサービス類型（例：身体介護＋家事援助）を組み合わせ提供した場合に、それぞれのサービスの開始・終了時間を明記していない。	複数のサービス類型を提供した場合は、提供記録の中で、それぞれのサービスの要した時間だけでなく、開始・終了時間を明確にしてください。 （例：17:00～18:30のサービス提供）身体介護1時間、家事援助30分と提供時間を記録するのみとせず、身体介護17:00～18:00、家事援助18:00～18:30と開始終了時刻が分かるようにする。 特に、夜間加算や深夜加算にかかる時間帯の場合、請求単位に影響があるので注意が必要です。

(５) 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第２３条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
法定代理受領により、市町から支給を受けた介護給付費の額を、利用者に通知していない。	法定代理受領により、市町から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対して、当該利用者に係る介護給付費の額を通知しなければなりません。 （自己負担の有無にかかわらず、通知が必要です）
利用者への通知時期が介護給付費の受領日以前である。	通知は介護給付費の受領後に行ってください。

(6) 居宅介護等計画の作成（基準省令第26条）

指摘事項	改善方法
居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護における各計画（以下「居宅介護等計画」という。）が作成されていない、または計画に基づく支援をしていない。	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した「居宅介護等計画」を作成しなければなりません。そのため、「居宅介護等計画」は、必ず初回の支援に入る前に作成してください。また、作成した「居宅介護等計画」は常に評価を行い、必要に応じて見直しを行ってください。
「居宅介護等計画」に、必要事項が記載されていない。	「居宅介護等計画」には、利用者に対するアセスメントの結果に基づき、援助の方向性や目標を明記してください。 また、担当する従業者の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等も記載してください。

(7) 運営規程（基準省令第31条）

指摘事項	改善方法
運営規程が事業所の実態と合っていない。 （営業日時、実施サービス、実施地域、苦情対応窓口等）	運営規程の記載は常に事業所の実態と合致させてください。 なお、運営規程を変更した場合は、変更から10日以内に県に変更届を提出してください。
緊急時の対応方法など運営規定に必要な事項が定められていない。	県のホームページに運営規程の例を掲載していますので、参考にしながら必要な事項を追加してください。
事故発生時の連絡先に「県」が入っていない。	事故が発生した場合は、市町、利用者の家族に加えて、「県」にも連絡を行う必要がありますので、文言を追加してください。

（８）勤務体制の確保等（基準省令第３３条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
雇用契約書等が作成されておらず、従業者が事業所の管理者の指揮命令下にあることが明確でない。	従業者が当該事業所の管理者の指揮命令下にあることが分かる書面（雇用契約書、労働条件通知書等）を作成してください。 従業者との雇用上のトラブルを避けるためにも、従事する業務の内容を雇用契約書等に明確に記載してください。
従業員の研修の機会を計画的に確保していない。	従業者の資質向上のため、研修を定期的実施してください。すべての従業者が参加することが難しい場合は、数回に分けて開催する等の工夫をお願いします。
研修実施の記録を取っていない。	研修を実施したあとは、次回以降の研修に活かせるよう、研修実施に係る記録を取ってください。記録には、実施日時、場所、参加者、研修内容等の詳細を記載してください。

（９）掲示（基準省令第３５条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
事業所の見やすい場所に、運営規程、重要事項説明書、勤務体制等を掲示していない。	利用申込者のサービス選択に役立ててもらうため、外来者が見やすい場所に運営規程、重要事項説明書、勤務体制等を掲示してください。

(10) 秘密保持等（基準省令第36条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
秘密保持について必要な措置を講じていない。	従業者および管理者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者及び管理者に対して秘密保持義務を課す必要があります。 在職中及び退職後の秘密保持義務について、秘密保持誓約書を徴するなど、必要な措置を講じてください。 特に、法人役員が管理者である場合に、秘密保持誓約書を証していないケースが散見されます。

(11) 事故発生時の対応（基準省令第40条）

指 摘 事 項	改 善 方 法
事故が発生した時に、県に報告をしていない。	事故が発生した場合は、事故の程度や内容に応じて、県や市町にも報告してください。 （平成27年10月20日付け障第2450号佐賀県健康福祉本部障害福祉課長通知）

(12) 会計の区分（基準省令第41条）

指摘事項	改善方法
事業ごと、事業所ごとに会計を区分していない。	同一法人内で他の障害福祉サービスやその他の事業を実施している場合、それら他事業との会計を明確に区分してください。 また、居宅介護事業所が複数ある場合は、それぞれの事業所ごとに区分してください。（収入、支出ともに） 人件費や事務費等、明確に区分することが難しい場合は、各事業所で方法を定めて（収入比や利用時間比等）、適切に按分してください。

(13) 変更の届出等

指摘事項	改善方法
省令で定められた事項を変更した時に、県に変更届を提出していない、または変更から10日以内に届け出していない。	省令で定められた事項を変更した場合は、変更から10日以内に、その旨を県に届け出なければなりません。（障害者総合支援法第46条、障害者総合支援法施行規則第34条の23） 変更から10日以上経過している場合は、遅延した理由を記載した文書（様式任意）を添えて提出してください。
県に提出した申請書や届出書の写しを事業所で保管していない。	県に申請書や届出書を提出した時は、事業所に申請書（届出書）一式の写しを保管しておいてください。

第2 報酬編

(1) 介護給付費の算定及び取扱い

指摘事項	改善方法
サービス提供記録と実績記録票（請求システムから出力されるもの）上のサービス提供時間が異なっていた。	請求システムには、提供記録に記載されているサービス提供時間を入力してください。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る介護給付費を過分に請求していた。	請求ミス等により、過分に介護給付費を受領したことが発覚した場合は、返還処理が必要となります。 結果的に事務負担が増えることとなりますので、請求時に事業所内で二重チェックを行うなど、請求ミスの防止に最大限努めてください。
利用者と同居している家族の部屋を掃除する等、利用者以外の者に対しサービスを提供していた。	家事援助は、支給決定を受けている利用者本人に対するサービスであり、その他の者に対して提供することは認められません。 ただし、育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合の「育児支援」については認められる場合もありますので、あらかじめ支給決定を行う市町に相談してください。（別紙参照）

○障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて

1. 居宅介護等における「育児支援」の趣旨

居宅介護等における「育児支援」は、直接のサービス提供対象が利用者以外であるが、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものである。従って、居宅介護等における「育児支援」は、次の①から③の全てに該当する場合に、個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。

- ① 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合

2. 居宅介護等における「育児支援」の具体例

居宅介護等における「育児支援」には、以下のような業務が含まれる。なお、以下はあくまで具体例であることから、1の①から③の全てに該当する場合には、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるという趣旨を踏まえ、必要な支援を行うこと。

- ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳
- ・ 乳児の健康把握の補助
- ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ・ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ・ 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・ 子どもが通院する場合の付き添い
- ・ 子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎
- ・ 子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等

指 摘 事 項	改 善 方 法
【特定事業所加算(居宅介護)】 算定の体制要件として、 (1)計画的な研修の実施 (2)会議の定期的開催(1月に1回以上) (3)文書等による指示及びサービス提供後の報告 (4)定期健康診断の実施(1年以内ごとに1回) (5)緊急時における対応方法の明示 (6)熟練した居宅介護従業者の同行による研修 を行う必要があるが、いくつかの項目が行われていない。	特定事業所加算の体制要件として、(1)から(6)の全てを行う必要があります。 特に会議や健康診断は、ヘルパー全員（非常勤を含む）が対象となるため、漏れのないようにしてください。（※会議は、全員が一堂に会しなくてもよい。）
【支援計画シート等未作成減算(行動援護)】 行動援護の算定において、個別支援計画とは別に作成すべき支援計画シート及び支援手順書が作成されていない場合、減算となる。	支援計画シートの作成にあたっては、より詳細なアセスメントを行い、支援手順書の根拠となるように、インテーク・アセスメント・プランニングを記載してください。 また、支援手順書では、支援現場での関わり方を具体的に記載してください。 支援計画シート等については、厚生労働省通知（H26.3.31「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」）に様式例がありますので、参考にしてください。

2 令和6年度訪問系サービスに係る報酬改定内容について

● 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

(1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

- ① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
- ② 医療と福祉の連携の推進
- ③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

(2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

- ① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
- ② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

(3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

訪問系サービス (1)居宅介護

◆居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件に「重度障害児（**重症心身障害児、医療的ケア児**）への対応」を追加する。

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)
- ② 良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等)
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)



[見直し後]

- ①及び② (略)
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに**重症心身障害児及び医療的ケア児**の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに**重症心身障害児及び医療的ケア児**の占める割合が50%以上)

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

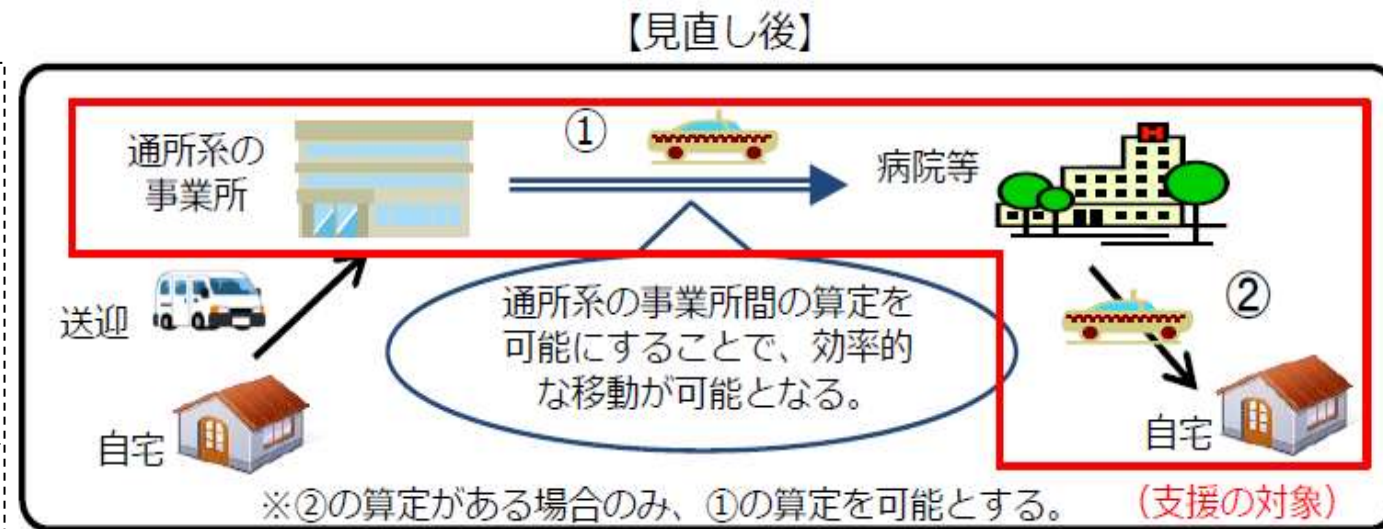
訪問系サービス (1)居宅介護

◆居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という**暫定措置**を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを**廃止**する。

◆通院等介助等の対象要件の見直し

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、**居宅が始点又は終点**となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、**同一の事業所が行うことを条件**に、支援の対象とする。



●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 (令和6年3月29日)

通院等介助等の対象要件

問 24

通院等介助等の対象要件の見直しが行われたが、この対象について、

- ①「自宅→病院→障害福祉サービスの事業所」、「障害福祉サービス事業所→病院→自宅」の両方とも対象になるのか。
- ②「障害福祉サービス事業所→病院→障害福祉サービス事業所」は対象になるのか。
緊急時の支援に要した時間について具体的な算定要件はあるか。

(答)

居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に支援の対象とするものである。

このため、①は自宅を始点又は終点としているため報酬の対象になるが、②は障害福祉サービス事業所を始点及び終点としているため、報酬の対象にならない。

訪問系サービス (2)重度訪問介護

◆入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別な**コミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象**とする。

[現 行]

区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。



[見直し後]

区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、(中略)所定単位数を算定する。

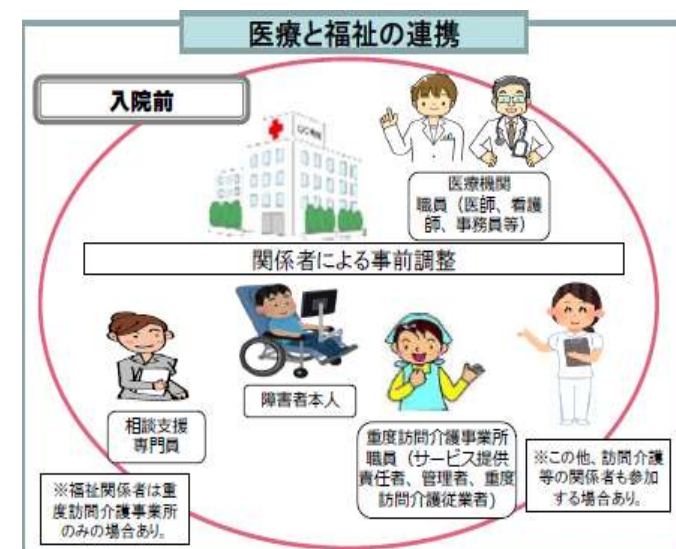
訪問系サービス (2) 重度訪問介護

◆入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

≪ 入院時支援連携加算【新設】 ≫ 300単位/回

病院又は診療所に**入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者**が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び**当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合**に、1回を限度として所定単位数を加算する。



訪問系サービス (2)重度訪問介護

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 (令和6年4月5日)

入院時支援連携加算

問 19

入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされているが、重度訪問介護計画等の既存の書類で代替できないか。

(答)

入院時情報提供書の様式例については、「**入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について**」(令和6年3月28日障障発0328 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)によりお示ししている。

この入院時情報提供書には、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載いただくことになるが、**重度訪問介護計画やアセスメントシートなどを添付することにより、様式の記載の一部を省略することが可能**である。

訪問系サービス (2) 重度訪問介護

◆ 熟練従業者による同行支援の見直し

医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、**採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も**、熟練従業者の同行支援の対象とする。

[現 行]

区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。



[見直し後]

区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、(中略)所要時間120時間以内に限り、所定単位数の**100分の90**に相当する単位数を算定する。

[追加] 指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、**重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合**において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、**それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。**

●令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL.2 (令和 6 年 4 月 5 日)

熟練従業者による同行支援

問 18

勤務する重度訪問介護事業所において、これまで重度障害者等包括支援の度合にある利用者（A利用者）を支援してきたが、別の重度障害者等包括支援の度合にある利用者（B利用者）に初めて従事する場合、熟練従業者による同行支援の報酬の対象となるか。

(答)

対象とならない。

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、**当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者（重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者））の支援に従事する場合が対象**であり、当該事業所での 2 人目以降の支援は対象とならない。

訪問系サービス (3)同行援護

◆同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合が30% 以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合が50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供の割合が40%以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター 学院視覚障害学科修了者等の割合が30%以上
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50% 以上)



[見直し後]

- ① (略)
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合が30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合が50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供の割合が40%以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の割合が30%以上
 - ・ **盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の割合が20%以上**
- ③及び④ (略)

訪問系サービス (4)行動援護

◆行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

加算要件(サービスの提供体制の整備)に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携を追加。加算要件(良質な人材の確保)の選択肢として「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加。加算要件(重度障害者への対応)の選択肢として、特に専門的な支援技術が必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備
 - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合30% 以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
 - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供の割合40%以上
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)



[見直し後]

- ① サービス提供体制の整備(3年間の経過措置あり)
 - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
 - ・ サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
 - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供の割合40%以上
 - ・ サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材養成研修を修了した者
- ③ 重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上) ※ ④ (略)

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2 (令和6年4月5日)

医療・教育等の関係機関との連携

問 20

行動援護の特定事業所加算の要件に、「サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。」とあるが、どのような情報の提供を受ければよいか。

(答)

関係する医療機関や教育機関等がある場合、行動援護事業所がそれらの関係機関と連携し、継続した支援を提供する観点から、**医療機関からは服薬の状況や医療面で必要な配慮等に関する情報の提供**を受け、また、**教育機関からは障害特性に合わせて行われている支援の方法や対応等についての情報の提供**を受け、必要に応じて行動援護計画等に反映させることとする。

◆行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」(実務者研修修了者)等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、

令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

◆強度行動障害を有する児者などに対する支援

行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価を行う。

複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価する。

《有資格者支援加算【新設】》 60単位/日

居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する**資格要件を満たした従業者**が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、**重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。**

◆強度行動障害を有する児者などに対する支援

≪ 外部連携支援加算【新設】 ≫ 200単位/回

指定重度障害者等包括支援事業所が、**第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合**であって、当該**委託を受けた事業者の担当者を招集して**、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な**情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度**として所定単位数を加算する。